

【本学在学中の留学の種類と特徴】

	海外派遣留学	内規適用私費留学	休学による私費留学
概要	本学の国際交流計画に基づく海外派遣留学生選考試験に合格して協定校に交換留学生として 1年間または半年間 派遣される留学	本学の「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」の適用を留学前に申請し承認された留学。 留学期間は1年間または半年間	学生課に休学届けを提出して留学
単位認定	留学先の大学で修得した単位は、 1年間留学する場合は30単位まで、半年間留学する場合は16単位まで 換算可能（教職課程等一部を除く）	海外で修得した単位は、 1年間留学する場合は30単位まで、半年間留学する場合は16単位まで 換算可能（教職課程を除く）	不可
学費	本学にのみ納入	本学と留学先大学に納入	在籍基本料を納入
在学期間の取り扱い	在学として取り扱う（修業年数に算入される）	在学として取り扱う（修業年数に算入される）	休学として取り扱う（修業年数に算入されない）
必要な学内手続き	《国際センター事務室》 選考試験受験、合格後に各種関係書類の提出（国際センター事務室）	《国際センター事務室》 ・内規適用私費留学申請書 ・ 留学計画書 ・ 留学先大学の入学許可書 締切：年5月10日前後	《学生課》 ・留学計画書 ・入学許可書 ・休学願 ・復学願 の提出
メリット	◇留学期間は、在学期間として取り扱われ、単位換算も認められるため、3年次に留学すれば4年間の卒業も可能。 （ただし、個人の履修状況や留学先大学の単位取得状況により4年間で卒業できない場合もある）。 ◇留学先の授業料が免除されるため経済的負担が抑えられる。 ◇OB・OGのネットワークにより情報が得やすい。	◇留学期間は、在学期間として取り扱われ、単位換算も認められるため、3年次に留学すれば4年間の卒業も可能。 （ただし、個人の履修状況や留学先大学の単位取得状況により4年間で卒業できない場合もある）。 ◇出発までの準備として国際センター主催のオリエンテーションや各種レクチャーを受講できる。 ◇留学先大学を自由に選ぶことができる。	◇留学先を自由に選ぶことができる ◇ 英語圏への語学留学も可能
注意すべき点	◇留学先は本学で決定 ◇4年次から 1年間 留学する場合は帰国が自動的に5年目となる。 ◇生活費は自己負担となるため、ある程度の資金が必要。 ◇ 半年間留学は協定校の一部（11大学）のみで実施。	◇本学および留学先大学の両方に授業料を納入する必要があり、経済的負担は大きい。 ◇英語圏への留学は4年生大学の学部正規課程のみ許可（フランス、中国などは大学付属の語学教育機関への留学も可能）。 ◇ 定められた期間を超えた留学は認められない。	◇休学については、遅くとも2カ月前までに学生課に相談のうえ、願い出て、許可を得なければならぬ。 ◇休学期間は修業年数（4年）に算入しないため、卒業が延びることになる。また、履修の関係で2年延長になる可能性がある。